

## 兵庫県市町村職員退職手当組合格約

〔昭和 30 年 3 月 31 日〕  
〔兵庫県告示第 197 号の 12〕

変更	昭和 30 年 7 月 2 日兵庫県知事許可	昭和 31 年 9 月 27 日兵庫県指令地第 1141 号
	昭和 31 年 12 月 28 日兵庫県指令地第 1589 号	昭和 34 年 3 月 23 日兵庫県指令地第 492 号
	昭和 37 年 8 月 6 日兵庫県指令地第 1516 号	昭和 37 年 12 月 1 日兵庫県指令地第 2096 号
	昭和 39 年 5 月 23 日兵庫県指令地第 1362 号	昭和 40 年 7 月 9 日兵庫県指令地第 1321 号
	昭和 40 年 10 月 22 日兵庫県指令地第 1880 号	昭和 40 年 11 月 20 日兵庫県指令地第 2094 号
	昭和 41 年 3 月 30 日兵庫県指令地第 5010 号	昭和 42 年 3 月 4 日兵庫県指令地第 5037 号
	昭和 42 年 4 月 21 日兵庫県指令地第 5043 号	昭和 43 年 6 月 20 日兵庫県指令地第 856 号
	昭和 43 年 7 月 29 日兵庫県指令地第 1014 号	昭和 43 年 10 月 30 日兵庫県指令地第 1390 号
	昭和 44 年 9 月 1 日兵庫県指令地第 5114 号	昭和 45 年 5 月 25 日兵庫県指令地第 5142 号
	昭和 45 年 7 月 6 日兵庫県指令地第 5146 号	昭和 46 年 2 月 22 日兵庫県指令地第 5185 号
	昭和 46 年 3 月 16 日兵庫県指令地第 5191 号	昭和 46 年 3 月 29 日兵庫県指令地第 5193 号
	昭和 46 年 11 月 15 日兵庫県指令地第 5220 号	昭和 47 年 4 月 1 日兵庫県指令地第 5236 号
	昭和 47 年 6 月 1 日兵庫県指令地第 5249 号	昭和 47 年 9 月 12 日兵庫県指令地第 578 号
	昭和 47 年 9 月 26 日兵庫県指令地第 636 号	昭和 48 年 7 月 30 日兵庫県指令地第 5313 号
	昭和 49 年 3 月 9 日兵庫県指令地第 5348 号	昭和 49 年 7 月 1 日兵庫県指令地第 5371 号
	昭和 49 年 12 月 17 日兵庫県指令地第 5394 号	昭和 49 年 12 月 19 日兵庫県指令地第 5396 号
	昭和 51 年 5 月 21 日兵庫県指令地第 5478 号	昭和 52 年 3 月 31 日兵庫県指令地第 5517 号
	昭和 52 年 12 月 16 日兵庫県指令地第 32 号	昭和 53 年 3 月 17 日兵庫県指令地第 44 号
	昭和 53 年 3 月 31 日兵庫県指令地第 45 号	昭和 53 年 11 月 10 日兵庫県指令地第 25 号
	昭和 53 年 12 月 22 日兵庫県指令地第 33 号	昭和 54 年 1 月 30 日兵庫県指令地第 37 号
	昭和 54 年 6 月 26 日兵庫県指令地第 16 号	昭和 54 年 8 月 31 日兵庫県指令地第 19 号
	昭和 55 年 7 月 19 日兵庫県指令地第 13 号	昭和 55 年 12 月 15 日兵庫県指令地第 47 号
	昭和 56 年 6 月 11 日兵庫県指令地第 8 号	昭和 56 年 12 月 10 日兵庫県指令地第 36 号

昭和 57 年 3 月 8 日兵庫県指令地第 57 号	昭和 57 年 7 月 27 日兵庫県指令地第 16 号
昭和 57 年 12 月 16 日兵庫県指令地第 42 号	昭和 58 年 11 月 19 日兵庫県指令地第 22 号
昭和 59 年 8 月 7 日兵庫県指令地第 20 号	昭和 60 年 7 月 9 日兵庫県指令地第 5 号
昭和 61 年 3 月 26 日兵庫県指令地第 39 号	昭和 61 年 7 月 1 日兵庫県指令地第 6 号
昭和 62 年 7 月 6 日兵庫県指令地第 17 号	昭和 63 年 3 月 12 日兵庫県指令地第 68 号
昭和 63 年 6 月 8 日兵庫県指令地第 4 号	平成元年 3 月 14 日兵庫県指令地第 51 号
平成元年 7 月 4 日兵庫県指令地第 9 号	平成元年 12 月 13 日兵庫県指令地第 31 号
平成 3 年 12 月 20 日兵庫県指令地第 11 号	平成 5 年 1 月 28 日兵庫県指令地第 14 号
平成 5 年 3 月 18 日兵庫県指令地第 17 号	平成 5 年 8 月 16 日兵庫県指令地第 11 号
平成 6 年 7 月 15 日兵庫県指令地第 8 号	平成 7 年 3 月 30 日兵庫県指令地第 52 号
平成 8 年 11 月 25 日兵庫県指令市町第 17 号	平成 9 年 8 月 7 日兵庫県指令市町第 8 号
平成 10 年 8 月 5 日兵庫県指令市町第 4 号	平成 11 年 4 月 1 日兵庫県指令市町第 11 号
平成 13 年 10 月 17 日兵庫県指令市振第 664 号	平成 14 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 62 号
平成 15 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1040 号	平成 16 年 1 月 5 日兵庫県指令市振第 2659 号
平成 16 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1200 号	平成 16 年 9 月 30 日兵庫県指令市振第 1989 号
平成 16 年 10 月 29 日兵庫県指令市振第 2182 号	平成 17 年 1 月 7 日兵庫県指令市振第 2579 号
平成 17 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2996 号	平成 17 年 9 月 30 日兵庫県指令市振第 2202 号
平成 18 年 2 月 10 日兵庫県指令市振第 2757 号	平成 18 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 3000 号
平成 18 年 12 月 28 日兵庫県指令市振第 2279 号	平成 19 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2720 号
平成 20 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2815 号	平成 21 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2612 号
平成 23 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1102 号	平成 24 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2298 号
平成 25 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1106 号	平成 26 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2190 号
平成 31 年 4 月 23 日兵庫県指令市振第 1173 号	令和 2 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2706 号

## 第1章 総則

(組合の名称)

**第1条** この組合は、兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）と称する。

(昭37指令地1516・昭49指令地5348・一部変更)

(組合を組織する市町等)

**第2条** 組合は、兵庫県内全町並びに別表第1号表に掲げる市及び市町の一部事務組合（以下「組合市町」という。）をもつて組織する。

(昭37指令地2096・昭49指令地5348・昭61指令地39・一部変更)

(組合の共同処理する事務)

**第3条** 組合は、退職手当の支給に関する事務及び組合市町の負担金納入事務を共同処理することを目的とする。

(昭49指令地5348・一部変更)

(組合の事務所の位置)

**第4条** 組合の事務所は、神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内に置く。

(昭37指令地2096・昭43指令地1014・昭55指令地47・一部変更)

## 第2章 組合の議会

(議会の組織)

**第5条** 組合の議会（以下「組合会」という。）は、議員14人をもつて組織する。

2 前項の議員は、別表第2号表の上欄に掲げる区域ごとにその区域内の組合市町の長並びに組合市町の議会の議長が同表下欄に掲げる数をそれぞれ互選する。

3 組合会の議員（以下「議員」という。）が死亡し、又はその職を失い、若しくは退職したときは前項の例により補欠議員を互選する。

(昭30兵庫県知事許可・昭37指令地1516・昭37指令地2096・昭39指令地1362・昭49指令地5348・一部変更)

(組合会の議員の任期)

**第6条** 議員の任期は、2年とする。ただし、前条第3項の規定により互選された議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 議員が組合市町の長又は組合市町の議会の議長の職を失ったときは、同時に議員の職を失う。

(昭 37 指令地 1516・昭 37 指令地 2096・昭 39 指令地 1362・昭 49 指令地 5348・一部変更)

(議長及び副議長)

**第 7 条** 組合会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合会において議員の中から選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 5 副議長にも事故があるとき又は副議長も欠けたときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
- 6 前項又は次条第 2 項の規定により選挙を行う場合において議長の職務を行うものがないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

(昭 49 指令地 5348・昭 61 指令地 39・平 19 指令市振第 2720・一部変更)

### 第 3 章 執行機関

(組合長、副組合長及び会計管理者)

**第 8 条** 組合に組合長、副組合長及び会計管理者を置く。

- 2 組合長は、組合会において組合市町長中より選挙する。
- 3 副組合長は、組合長が組合会の同意を得て組合市町長中より選任する。
- 4 会計管理者は、組合の職員のうちから組合長が命じる。
- 5 組合長及び副組合長の任期は、2 年とする。
- 6 組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。
- 7 組合長及び副組合長ともに事故があるとき又は組合長及び副組合長ともに欠けたときは、組合長の指定した職員がその職務を代理する。
- 8 組合長又は副組合長が組合市町の長の職を失ったときは、同時に組合長及び副組合長の職を失う。

(昭 31 指令地 1141・昭 31 指令地 1589・昭 37 指令地 2096・昭 49 指令地 5348・昭 61 指令地 39・平 5 指令地 14・一部変更、平 5 指令地 17・旧第 9 条繰上・平 17 指令市振 2996・平 19 指令市振第 2720・一部変更)

(兼職の禁止)

**第 9 条** 議員は、組合長又は副組合長と兼ねることができない。

(昭 49 指令地 5348・追加、平 5 指令地 17・旧第 9 条の 2 繰上)

(職員)

**第 10 条** 組合に職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(昭 37 指令地 2096・平 19 指令市振第 2720・一部変更)

(監査委員)

**第 11 条** 組合に、監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、議員のうちから 1 人及び識見を有する者のうちから 1 人を組合長が組合会の同意を得て選任する。

3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては議員の任期によるものとし識見を有する者のうちから選任された者にあつては 3 年とする。

(昭 37 指令地 1516・昭 37 指令地 2096・昭 49 指令地 5348・平 3 指令地 11・一部変更)

(審査委員)

**第 12 条** 組合に審査委員若干名を置くことができる。

2 審査委員は、組合会の同意を得て組合長が委嘱する。

3 審査委員は、組合長の委嘱を受け必要な事項を審査する。

#### 第 4 章 退職手当を受ける者の範囲

(退職手当を受ける者の範囲)

**第 13 条** 組合から退職手当を受ける者は、組合市町から給料の支給を受ける者で、別に条例で定めるもの及びその遺族とする。

(昭 49 指令地 5348・一部変更)

(退職手当の額)

**第 14 条** 組合から退職手当を受ける者の退職手当の額は、国又は他の地方公共団体の職員に対して支給される退職手当の額を基準として条例で定める。

(昭 39 指令地 1362・一部変更)

#### 第 5 章 組合の経費の支弁の方法及び資産の管理

(組合経費の支弁の方法)

**第 15 条** 組合の経費は、次の資産をもつて充てる。

(1) 組合市町の負担金

(2) 組合の財産から生ずる収入

(3) その他の収入

(昭 49 指令地 5348・一部変更)

(市町負担金)

**第 16 条** 組合市町は、退職手当の支給に要する費用及び組合の事務費に充てるため、その職員の給料月額に別に条例で定める率を乗じて得た金額を負担し、なお不足あるときは、組合会の議決を経て更にその不足額を負担する。

**2** 特別の退職手当を支給する必要がある場合は、前項に定めるもののほか条例で定めるところにより特別負担金を負担しなければならない。

(昭 46 指令地 5220・昭 49 指令地 5348・昭 61 指令地 39・一部変更)

(負担金納入の時期)

**第 17 条** 組合市町は、毎月分の負担金を毎月末日までに組合に納付しなければならない。ただし、特別な事情により組合長が必要と認めたときは、この限りではない。

(昭 34 指令地 492・昭 46 指令地 5220・昭 49 指令地 5348・一部変更)

(資産の管理)

**第 18 条** 組合の資産は、組合長が管理し、現金は、銀行預金、信託預金又はその他確実な方法により保管しなければならない。

(昭 46 指令地 5220・昭 49 指令地 5348・一部変更)

(会計年度)

**第 19 条** 組合の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(昭 49 指令地 5348・一部変更)

(組合の予算、決算及び会計)

**第 20 条** 組合の予算は、組合会の議決を経て定め、決算は、監査委員の監査を経て組合会の認定を受けなければならない。

**2** 各年度において剰余金を生じたときは、組合会の議決を経て翌年度に繰越し、又は積立金として積立てるものとする。

(昭 49 指令地 5348・一部変更)

## 第 6 章 市町の脱退

(市町の脱退)

**第 21 条** 組合市町が組合から脱退する場合においては、当該組合市町の納付した納付金の総額と、その額に 1000 分の 10 を乗じて得た額及び当該市町の職員に給付した

退職手当の額の合計額との差額を組合に納付し、又は当該市町に還付して脱退せしめるものとする。

(昭 39 指令地 1362・昭 49 指令地 5348・昭 61 指令地 39・平 3 指令地 11・一部変更)

附 則

この組合の規約は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 30 年 7 月 12 日)

この規約は、昭和 30 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 31 年 9 月 27 日)

(昭和 31 年指令地第 1141 号)

この規約は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 31 年 12 月 28 日)

(昭和 31 年指令地第 1589 号)

この規約は、昭和 32 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 34 年 3 月 24 日)

(昭和 34 年指令地第 492 号)

この規約は、告示の日から施行し、昭和 34 年 4 月分の町村負担金から適用する。

附 則 (昭和 37 年 8 月 18 日)

(昭和 37 年指令地第 1516 号)

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 この規約の施行によつて組合市町村の議会の議長のうちから選ばれた組合会の議員又は監査委員は、この規約の施行の際、現に恩給組合の議員又は監査委員として在職する者の、その任期が満了したときに組合会の議員又は監査委員の職を失うものとする。

附 則 (昭和 37 年 12 月 1 日)

(昭和 37 年指令地第 2096 号)

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 この規約施行後第 9 条第 2 項の規定により最初に組合長の選挙が行なわれるまでの間は、この規約の施行の日の前日に、組合長であつた者が組合長の職務を行なうものとする。

附 則 (昭和 39 年 5 月 29 日)

(昭和 39 年指令地第 1362 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 40 年 7 月 20 日)

(昭和 40 年指令地第 1321 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 40 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 40 年 10 月 22 日)

(昭和 40 年指令地第 1880 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 40 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 40 年 11 月 30 日)

(昭和 40 年指令地第 2094 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 41 年 4 月 8 日)

(昭和 41 年指令地第 5010 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 42 年 3 月 24 日)

(昭和 42 年指令地第 5037 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 42 年 4 月 28 日)

(昭和 42 年指令地第 5043 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 42 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 43 年 7 月 9 日)

(昭和 43 年指令地第 856 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 43 年 8 月 1 日)

(昭和 43 年指令地第 1014 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 11 月 19 日)

(昭和 43 年指令地第 1390 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 11 月 19 日)



(昭和 43 年指令地第 1390 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 43 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 44 年 9 月 12 日)

(昭和 44 年指令地第 5114 号)

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 5 日)

(昭和 45 年指令地第 5142 号)

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 45 年 7 月 17 日)

(昭和 45 年指令地第 5146 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 45 年 6 月 10 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 12 日)

(昭和 46 年指令地第 5185 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 26 日)

(昭和 46 年指令地第 5191 号)

この規約は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 4 月 9 日)

(昭和 46 年指令地第 5193 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 12 月 3 日)

(昭和 46 年指令地第 5220 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 47 年 4 月 18 日)

(昭和 47 年指令地第 5236 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 47 年 6 月 20 日)

(昭和 47 年指令地第 5249 号)

この規約は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 9 月 29 日）

（昭和 47 年指令地第 578 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 47 年 10 月 11 日）

（昭和 47 年指令地第 636 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 47 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 48 年 8 月 14 日）

（昭和 48 年指令地第 5313 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 3 月 22 日）

（昭和 49 年指令地第 5348 号）

（施行日）

1 この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行日の前日に在職する副組合長は、改正後の兵庫県市町村職員退職手当組規約（以下「改正後の規約」という。）第 9 条第 3 項の規定により選任されたものとみなす。ただし、その任期は、改正後の規約第 9 条第 5 項の規定にかかわらず、昭和 49 年 11 月 30 日までとする。

附 則（昭和 49 年 7 月 16 日）

（昭和 49 年指令地第 5371 号）

この規約は、公布の日から施行し、東播磨高等学校組合は、昭和 49 年 3 月 17 日から、宍粟郡広域行政事務組合及び氷上郡広域行政事務組合は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 1 月 10 日）

（昭和 49 年指令地第 5394 号）

この規約は、公布の日から施行し、津名郡広域事務組合は、昭和 49 年 6 月 5 日から、養父郡広域事務組合は、昭和 49 年 10 月 1 日から、淡路鳴門岬公園開発事務組合は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 1 月 17 日）

（昭和 49 年指令地第 5396 号）

この規約は、公布の日から施行し、改正部分中淡路広域行政事務組合に関する部分については、昭和49年10月1日から、飾磨郡夢前町外2市3町伝染病院事務組合及び西脇市滝野町黒田庄町清掃事務組合に関する部分については、昭和49年11月1日から、多紀郡教育事務組合に関する部分については、昭和49年12月1日から適用する。

附 則（昭和50年7月15日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年1月13日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和50年9月2日から適用する。

附 則（昭和51年5月18日）

（昭和51年指令地第5478号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年3月31日）

（昭和52年指令地第5517号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月21日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年12月23日）

（昭和52年指令地第32号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和52年4月30日から適用する。

附 則（昭和53年3月17日）

（昭和53年指令地第44号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和52年12月8日から適用する。

附 則（昭和53年3月31日）

（昭和53年指令地第45号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年11月24日）

（昭和53年指令地第25号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年12月22日）

（昭和53年指令地第33号）

この規約は、公布の日から施行し、佐用郡消防事務組合を削る改正規定については昭和53年7月31日から、佐用郡広域行政事務組合に係る改正規定については昭和53年8月1日から適用する。

附 則（昭和54年1月30日）

（昭和54年指令地第37号）

この規約は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月26日）

（昭和54年指令地第16号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年8月31日）

（昭和54年指令地第19号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月22日）

（昭和55年指令地第13号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年12月23日）

（昭和55年指令地第47号）

この規約は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月16日）

（昭和56年指令地第8号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月18日）

（昭和56年指令地第36号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和56年10月27日から適用する。

附 則（昭和57年3月16日）

（昭和57年指令地第57号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和56年6月24日から適用する。

附 則（昭和57年8月3日）

（昭和57年指令地第16号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和57年3月1日から適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 24 日）

（昭和 57 年指令地第 42 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 57 年 6 月 21 日から適用する。

附 則（昭和 58 年 11 月 22 日）

（昭和 58 年指令地第 22 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 58 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 8 月 10 日）

（昭和 59 年指令地第 20 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 60 年 7 月 9 日）

（昭和 60 年指令地第 5 号）

この規約は、公布の日から施行し、昭和 60 年 3 月 31 日から適用する。

附 則（昭和 61 年 3 月 26 日指令地第 39 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 1 日指令地第 6 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 7 月 6 日指令地第 17 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行し、この規約による改正後の兵庫県市町村職員退職手当組合理約の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 3 月 12 日兵庫県指令地第 68 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行し、この規約による改正後の兵庫県市町村職員退職手当組合理約の規定は、昭和 63 年 2 月 9 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 6 月 8 日兵庫県指令地第 4 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 14 日兵庫県指令地第 51 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成元年 7 月 4 日兵庫県指令地第 9 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあつた日から施行する。ただし、別表第 1 号表の改正規定中「山崎町安富町清掃施設一部事務組合」を「山崎町安富町衛生施設一部事務組

合」に改める部分にあつては平成元年2月27日から、「加東消防事務組合」を「加東行政事務組合」に改める部分にあつては平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成元年12月13日兵庫県指令地第31号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第1号表の改正規定中「宍粟郡農業共済事務組合」を加える部分にあつては平成元年5月1日から、「西脇市多可郡消防事務組合」を「西脇多可行政事務組合」に改める部分及び「大撫山開発一部事務組合」を加える部分にあつては平成元年10月1日から適用する。

附 則（平成3年12月20日兵庫県指令地第11号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年1月28日兵庫県指令地第14号）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月18日兵庫県指令地第17号）

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年8月16日兵庫県指令地第11号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の兵庫県市町村職員退職手当組規約の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年7月15日兵庫県指令地第8号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の兵庫県市町村職員退職手当組規約は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月30日兵庫県指令地第52号）

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月25日兵庫県指令市町第17号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第1号表の改正規定中「中播農業共済事務組合」を加える部分にあつては平成7年4月1日から、「柏原町・山南町・市島町・春日町衛生一部事務組合」及び「小野加東小粋事務組合」を加える部分にあつては平成8年4月1日から並びに「朝来郡広域消防事務組合」を削る部分にあつては平成8年6月1日から適用する。

附 則（平成9年8月7日兵庫県指令市町第8号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、改正後の兵庫県市町村職員退職手当組規約の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年8月5日兵庫県指令市町第4号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、改正後の兵庫県市町村職員退職手当組合理約の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日兵庫県指令市町第 11 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、改正後の兵庫県市町村職員退職手当組合理約の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 10 月 17 日兵庫県指令市振第 664 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、改正後の兵庫県市町村職員退職手当組合理約の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 62 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1040 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 5 日兵庫県指令市振第 2659 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1200 号）

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 30 日兵庫県指令市振第 1989 号）

（施行日）

1 この規約は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県市町村職員退職手当組合理約の規定は、この規約の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 10 月 29 日兵庫県指令市振第 2182 号）

この規約は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 7 日兵庫県指令市振第 2579 号）

この規約は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2996 号）

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日兵庫県指令市振第 2202 号）

この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同月 24 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 10 日兵庫県指令市振第 2757 号）

この規約は、平成 18 年 2 月 11 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は同年 3 月 20 日から、第 3 条の規定は同月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 3000 号）

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 28 日兵庫県指令市振第 2279 号）

この規約は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2720 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2815 号）

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2612 号）

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1102 号）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2298 号）

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日兵庫県指令市振第 1106 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日兵庫県指令市振第 2190 号）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日兵庫県指令市振第 1173 号）

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日兵庫県指令市振第 2706 号）

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



別表第 1 号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市

兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

(昭 37 指令地 2096・追加、昭 40 指令地 1321・昭 40 指令地 1880・昭 40 指令地 2094・昭 41 指令地 5010・昭 42 指令地 5037・昭 42 指令地 5043・昭 43 指令地 856・昭 43 指令地 1390・昭 43 指令地 1390・昭 44 指令地 5114・昭 45 指令地 5142・昭 45 指令地 5146・昭 46 指令地 5185・昭 46 指令地 5191・昭 46 指令地 5193・昭 47 指令地 5236・昭 47 指令地 5249・昭 47 指令地 578・昭 47 指令地 636・昭 48 指令地 5313・昭 49 指令地 5348・昭 49 指令地 5371・昭 49 指令地 5394・昭 49 指令地 5396・昭 51 指令地 5478・昭 52 指令地 5517・昭 52 指令地 32・昭 53 指令地 44・昭 53 指令地 45・昭 53 指令地 25・昭 53 指令地 33・昭 54 指令地 16・昭 54 指令地 19・昭 55 指令地 13・昭 56 指令地 8・昭 56 指令地 36・昭 57 指令地 57・昭 57 指令地 16・昭 57 指令地 42・昭 58 指令地 22・昭 59 指令地 20・昭 60 指令地 5・昭 61 指令地 6・昭 62 指令地 17・昭 63 指令地 68・昭 63 指令地 4・平元指令地 51・平元指令地 9・平元指令地 31・平 5 指令地 17・平 5 指令地 11・平 6 指令地 8・平 7 指令地 52・平 8 指令市町 17・平 9 指令市町 8・平 10 指令市町 4・平 11 指令市町 11・平 13 指令市振 664・平 14 指令市振 62・平 15 指令市振 1040・平 16 指令市振 2659・平 16 指令市振 1200・平 16 指令市振 2182・平 17 指令市振 2579・平 17 指令市振 2996・平 17 指令市振 2202・平 18 指令市振 2757・平 18 指令市振 3000・平 18 指令市振 2279・平 19 指令市振 2720・平 20 指令市振 2815・平 21 指令市振 2612・平 23 指令市振 1102・平 24 指令市振 2298・平 25 指令市振 1106・平 26 指令市振 2190・平 31 指令市振 1173・令 2 指令市振 2706・一部変更)

別表第 2 号表

地 区	市 郡	市町長 が互選 する数	市町の議会 の議長が互 選する数
第 1 区	宝塚市、川西市、三田市、川辺郡	2 人	2 人
第 2 区	洲本市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、多可郡、加古郡	3 人	3 人
第 3 区	宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡	1 人	1 人
第 4 区	豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、美方郡	1 人	1 人

(昭 37 指令地 1516・追加、昭 37 指令地 2096・昭 42 指令地 5043・昭 54 指令地 37・昭 61 指令地 39・平 11 指令市町 11・平 16 指令市振 1200・平 16 指令市振 1989・平 16 指令市振 2182・平 17 指令市振 2579・平 17 指令市振 2996・平 17 指令市振 2202・平 18 指令市振 2757・平 31 指令市振 1173・一部変更)